

戦傷病者乗車券引換規則の一部改正（消費税率の引上げによる運賃・料金改定等に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
(戦傷病者に対して引換えをする乗車券類)	(戦傷病者に対して引換えをする乗車券類)
<p>第5条 戦傷病者が戦傷病者乗車券類引換証によって、旅客運賃又は急行料金を無料の取扱いで引き換えることのできる乗車券類は、次の各号に定めるとおりとする。</p>	<p>第5条 戦傷病者が戦傷病者乗車券類引換証によって、旅客運賃又は急行料金を無料の取扱いで引き換えることのできる乗車券類は、次の各号に定めるとおりとする。</p>
(中略)	(中略)
<p>2 戦傷病者が戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種）によって、指定席特急券、急行・指定特別車両券(A)、急行・寝台券及び急行・座席指定券を購入する場合は、次の各号に定めるところにより当該乗車券類と引き換えることができる。</p>	<p>2 戦傷病者が戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種）によって、指定席特急券、急行・指定特別車両券(A)、急行・寝台券及び急行・座席指定券を購入する場合は、次の各号に定めるところにより当該乗車券類と引き換えることができる。</p>
(中略)	(中略)
<p>(3) 東京・新青森間を運転する新幹線の特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号（以下これらを「はやぶさ号等」という。）の指定席に乗車する場合（はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継ぐ場合を含む。）は、通常期の指定席特急料金から <u>510</u> 円を低減した額（特定特急料金が適用される区間をはやぶさ号等に乗車する場合は、当該特定特急料金と、当該区間に対するはやぶさ号等の通常期の指定席特急料金からはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車の通常期の指定席特急料金を差し引いた額とを合計した額。）と指定席特急料金との差額を支払う。</p>	<p>(3) 東京・新青森間を運転する新幹線の特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号（以下これらを「はやぶさ号等」という。）の指定席に乗車する場合（はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継ぐ場合を含む。）は、通常期の指定席特急料金から <u>520</u> 円を低減した額（特定特急料金が適用される区間をはやぶさ号等に乗車する場合は、当該特定特急料金と、当該区間に対するはやぶさ号等の通常期の指定席特急料金からはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車の通常期の指定席特急料金を差し引いた額とを合計した額。）と指定席特急料金との差額を支払う。</p>
(中略)	(中略)
<p>第7条 戦傷病者又はその介護者が、前2条の規定により乗車券類を引き換える場合に必要とする戦傷病者乗車券類引換証の枚数は、次の各号に定めるとおりとする。</p>	<p>第7条 戦傷病者又はその介護者が、前2条の規定により乗車券類を引き換える場合に必要とする戦傷病者乗車券類引換証の枚数は、次の各号に定めるとおりとする。</p>

現行	改正
(中略) (2) 戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種） 1個の急行列車の急行券について1枚とする。  (以下略)	(中略) (2) 戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種） 1個の急行列車の急行券及び <u>旅客規則第57条第7項の規定を適用して発売する特別急行券</u> について1枚とする。  (以下略)

附則

この通達は、平成26年4月1日から施行する。